

※支援内容が変更になることがあります。詳しくはHPをご確認ください。

情報提供（市）

■こおりやま移住・定住ポータルサイト運営事業

郡山市で実施している就労や子育てなどの各種支援事業の情報へアクセスするためのウェブサイトです。「働く」「暮らす」などのカテゴリー別に、求める情報へ簡単にアクセスできます。

【問い合わせ先】 市政策開発課 Tel024-924-2021



創業・起業支援（市）

■郡山市創業支援情報ポータルサイト「フロンティア.net こおりやま」

支援事業者と連携した相談体制、創業塾・各種セミナーやビジネス交流会のお知らせ、コワーキングスペースのご案内、起業家インタビューなどをウェブサイトに掲載し、郡山市で創業・起業する際に必要な情報を提供しています。

【申請先】 市産業政策課 Tel024-924-2251

インターンシップ助成（市）

■大学生等インターンシップ推進事業

郡山市内の企業でインターンシップに参加する学生へ交通費・宿泊費の助成を行います。

【対象者】

次の①～③の条件をすべて満たす方

- ①福島県外に居住する学生
- ②郡山市内の事業所等で3日以上インターンシップを行う方
- ③助成を受ける費用について、その全部又は一部について他の機関から助成を受けていない又は受ける予定のない方

【対象経費】

インターンシップ参加にかかる交通費（就業中の通勤に係る費用を除く）と宿泊費 2 分の 1

※交通費・・・公共交通機関（タクシーを除く）に関する費用の 2 分の 1（上限 10,000 円）

※宿泊費・・・支払代金の 2 分の 1（1泊当たり上限 5,000 円、最大5泊分）

【申請先】 市雇用政策課 Tel024-924-2261

住まい情報提供・相談対応

■空家バンク事業

郡山市では、NPO法人こおりやま空家バンクと協定を締結し、市内空家の利活用や移住希望者の住居に関する相談対応を連携して実施しています。建物・土地の専門家が住まいのお手伝いをさせていただきます。

【NPO法人こおりやま空家バンク】

所在：郡山市朝日 1-23-7 郡山市役所内 3 階

電話：024-926-0032

就農支援(市)

■こおりやま園芸カレッジ

就農する意欲のある方に対し、野菜及び花きの栽培技術等の研修を行います。

【対象者】こおりやま広域県内で就農を希望する18歳以上60歳以下の方

※各年3名程度

【研修期間】1年間(概ね155日間)

【申請先】園芸振興センター Tel024-957-2880

■認定農業者制度、認定新規就農者制度

認定農業者制度は、農業経営基盤強化促進法に基づき、市町村が地域の実情に即して、効率的・安定的な農業経営の目的等を内容とする基本構想を策定し、この目標を目指して農業者が作成した「農業経営改善計画」を認定するものです。

また、認定新規就農者制度は、この目標を目指して新たに農業経営を営もうとする青年等が作成した「青年等就農計画」の認定するものです

○認定農業者への支援措置

- ・農地のあっせんや経営に関する助言
- ・国や県等の事業(補助事業)の活用
- ・無利子または低金利での資金の借り受け
- ・農業者年金に加入した場合の保険料の国庫補助

【申請先】農業政策課 Tel024-924-2201

多世代同居等への住宅取得費補助(県)

■福島県多世代同居・近居推進事業

新たに多世代で同居・近居を始めるために住宅取得等を行う方へ補助金を交付します。

【対象者】

- ・福島県内で新たに多世代同居・近居を始める方
 - ※「多世代」とは、祖父母(どちらか一方を含む。曾祖父母も含む。)、父母(どちらか一方を含む)及び子(1人以上。年齢は問わない)の三世以上のこと。
 - ※「近居」とは、親子又は子の祖父母が住所変更を行い、親子と子の祖父母が居住するそれぞれの住宅の敷地の最短直線距離がおおむね2キロメートル以内にあること。
- ・当選後、補助金交付申請書の提出前に引渡しを受けた場合は、対象となりません。
- ・3年間以上、多世代同居・近居を継続する方。ただし、住宅金融支援機構の金利引き下げ制度を受ける場合は5年間以上同居・近居を継続する必要があります。

【補助対象経費】

- ・多世代同居・近居を行うための住宅取得(新築住宅(戸建・集合)又は中古住宅(戸建・集合)の取得)
- ・多世代同居に必要な現に居住している住宅の増改築又は改修
- ・多世代同居・近居を行うために取得した中古住宅の増改築又は改修

【補助額】最大110万円

【問い合わせ先】(一社)福島県建設業協会本部 Tel024-521-0244

【提出先】郡山支部 024-922-1814

移住希望者向け交通費補助（県）

■ふくしま移住希望者支援交通費補助金

福島県に移住（Uターン、Iターン、二地域居住）を考えている方が、実際に福島県内を訪れ交通費の補助を行います。

【対象者】20歳以上、県外在住で、近い将来福島県内への移住（二地域居住を含む）を希望又は検討している方

【対象活動】・福島県内での生活環境、事業実施可能性などの相談・調査
・就職のための企業訪問 ・空き家などの住まい探し

【補助額】定額（基準額表をご確認ください。場所により2,000円～38,000円の範囲）

【申請先】福島県東京事務所 TEL03-5212-9050

福島県地域振興課 TEL024-521-8023



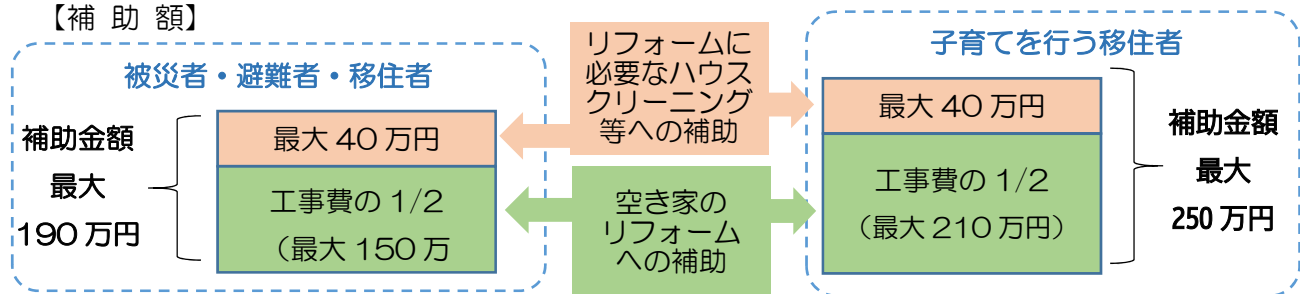
【県外からの移住者対象】空き家リフォーム補助（県）

■福島県空き家・ふるさと復興支援事業

県外から福島県に移住される方等を対象に、空き家を購入または賃借するためのリフォーム費用を補助します。

【対象者】・東日本大震災・原子力災害で被災（半壊以上）・避難されている方
・県外から福島県内に移住される方
※1年以上定住する必要があります。

【補助額】



【申請先】福島県県中建設事務所 TEL024-935-1462

【県内在住者対象】子育て世帯の空き家リフォーム補助（県）

■福島県空き家再生・子育て支援事業

福島県内に居住している子育て世帯を対象に、空き家バンク等で空き家を取得した場合のリフォーム費用を補助します。

【対象者】・福島県内の賃貸住宅に居住している子育て世帯
・三世代以上で同居している世帯から別居する子育て世帯

【補助額】最大190万円（一定の面積要件以上の場合、最大230万円）

【申請先】福島県県中建設事務所 TEL024-935-1462

奨学金返還支援（県）

■福島県の将来を担う産業人材確保のための奨学金返還支援事業

未来を創造する新産業（エネルギー、医療、ロボットなど）への就職を希望する大学生等の奨学金返還を支援します。

【対象者】

○一般枠

- ・4年制大学の3年に在籍する学生
- ・6年制大学の5年に在籍する学生
- ・大学院修士課程
- ・博士課程に在籍し、次年度に修了する学生
- ・高等専門学校専攻科の1年に在籍する学生

○理系枠

- ・4年制大学理系学部の1年に在籍する学生
- ・6年制大学理系学部の3年に在籍する学生

○一般・理系共通

- ・（独）日本学生支援機構の第一種奨学金（無利子）の貸与を受けている学生
- ・大学等卒業後、翌月1日から起算して、6か月以内に支援対象（※）となる産業の企業に正規職員として就職し、5年以上福島県内で勤務・定住することを予定している学生

【補助金額】

○一般枠 … 卒業又は修了までの24か月間貸与を受けた無利子奨学金（相当額）

○理系枠 … 卒業までの48か月間貸与を受けた無利子奨学金額（相当額）

※【支援対象となる産業】

日本標準産業分類の「製造業」、「電気・ガス・熱供給・水道業」又は「情報通信業」に属し、且つ、次に掲げる産業

- ①エネルギー関連産業
- ②医療関連産業（創薬関連含む）
- ③ロボット関連産業
- ④環境・リサイクル関連産業
- ⑤輸送用機械関連産業（航空宇宙関連含む）
- ⑥電子機械関連産業
- ⑦ICT関連産業
- ⑧6次化関連産業

【申請先】福島県商工総務課 TEL024-521-7270

東京圏からのUJターン移住支援金（国、県、市共同）

東京圏（埼玉県、千葉県、東京都および神奈川県）から福島県の就職マッチングサイト「Fターンサイト」に掲載された「移住支援金対象求人」に就職し移住した方や県の起業支援金を受けて移住された方に、移住支援金（2人以上の世帯は100万円、単身の場合は60万円）を支給します。

【主な要件】

移住前10年間のうち通算5年以上（うち直近1年以上）東京23区に在住していた又は東京圏在住で23区通勤をされていた方が、就業または起業を伴い移住すること

福島県への移住

※移住先は移住支援金事業の実施市町村に限ります

福島県就職マッチングサイト

<https://www.f-turn.jp/> に掲載されている対象求人に応募&就職

又は

福島県の起業支援事業により、起業支援金の交付決定を受ける

※2019年度募集は終了しました

【申請先】郡山市政策開発課 TEL024-924-2021

ふくしま「テレワーク×暮らし」体験支援補助金（県）

福島県が実施している、県外在住の方が、福島県内に一定期間滞在し、コワーキングスペースなどでテレワークを行った場合にかかった費用の一部を補助する制度です。

最大 30 万円、1 泊 2 日から利用可能です。

【申請先】福島県地域振興課 024-521-8023



ふくしまサテライトオフィス開設支援補助金（県）

福島県が実施する、県外企業が福島県においてサテライトオフィスを開設する際に要する経費の一部を補助する制度です。

補助率は対象経費の 3/4、上限は 500 万円までです。

【申請先】福島県地域振興課 024-521-8023

